

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年11月1日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	米持克彦
同	白鳥誠

5千総総第799号

令和5年10月18日

千葉市監査委員 宍倉輝雄  
同 宮原清貴 様  
同 米持克彦  
同 白鳥誠

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年度監査報告第10号、令和2年度監査報告第8号及び第10号、令和3年度監査報告第9号及び第11号並びに令和4年度監査報告第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田  
電話 4013

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 公共建築工事における共通仮設費の算定を適正に行うべきもの                      [都市局：千葉市地方卸売市場青果卸売場棟外屋根トラス改修工事]</p> <p>(ア) 事案及び問題点                      「千葉市公共建築工事積算基準等資料の手引き」によると、動力用水光熱費を無償で支給する場合には、共通仮設費の算定に用いる共通仮設費率を低減するとされている。</p> <p>しかしながら、本工事では、特記仕様書において動力用水光熱費に当たる工事用水及び工事用電力を構内既存の施設から有償で支給するとしていたため、無償で支給する場合には該当しないにもかかわらず、共通仮設費率を低減して共通仮設費を算定していた。</p> <p>(イ) 指摘                      「千葉市公共建築工事積算基準等資料の手引き」に基づき、公共建築工事における共通仮設費の算定を適正に行われたい。</p>	<p>共通費の算定については、令和 5 年 5 月 30 日に建築管理課による積算基準等に係る研修（第 1 回）を行い、公共建築工事積算基準等資料の手引きに基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、直接工事費の入力により低減すべき補正值が表示される算定シートを作成し、これを活用することで共通費の算定を適正に行えるよう、業務改善を図った。</p>